

株 主 各 位

茨城県水戸市城南三丁目10番17号
ホリイフードサービス株式会社
代表取締役社長 藤 田 明 久

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前11時（受付開始10時）

2. 場 所 茨城県水戸市三の丸2-1-1
三の丸ホテル 2階 リルト

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

-
- 新型コロナウイルスの感染拡大の収束に向け、未だ予断を許さない状況にあります。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。当日の来場に関しては、感染の回避のため自粛をご検討ください。なお、ご出席される際はマスクの着用など感染拡大防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.horiiifood.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 株主総会当日に開催しておりました会社説明会は、実施しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国の経済は、米中の通商問題や英国のEU離脱問題等を受け世界経済が弱含みながら推移するなか、緩やかな景気回復が継続しているものとされておりまして。しかしながら、台風被害の発生や消費税増税等による個人消費の減退が懸念される状況に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が我が国にも波及することは回避困難な状況にあり、経済活動が著しく制約を受ける可能性が高まりつつ推移いたしました。

そのような状況のなか、当社は前事業年度に引き続き業態変更及び販売促進の強化による既存店舗の業況改善、業績不振店舗の閉鎖による損失の切り離しを進めてまいりました。

販売促進の強化として、これまでは主に他社提供のメディアを利用してまいりましたが、当事業年度より自社メディアの展開を開始し、今後のリピーター確保への寄与が期待されております。

また、お客様が快適にご飲食いただける環境整備のために、店舗従業員の資質向上が最も重要な要素であると考え、教育指導の強化及び成果に対する評価制度の拡充等を進めております。

以上の活動により、既存店舗の業況改善が進む状況のなか、規模の拡大による更なる業績の向上を企図し、新規出店を再開するものとし当事業年度においては3店舗の新規出店に着手いたしました。

なお、当事業年度においては、次の新規出店及び業態変更を実施し、概ね業績は好調に推移しております。

○新規出店3店舗

赤から 佐野店（栃木県佐野市）

水戸肉寿司（茨城県水戸市）

上ル商店 荻窪店（東京都杉並区）

○業態変更8店舗

・もんどころ業態への変更1店舗

忍家業態（茨城県土浦市）

・うま囲業態への変更2店舗

忍家業態2店舗（東京都豊島区・埼玉県さいたま市浦和区）

・しゃぶ将軍田なべ業態への変更1店舗

忍家業態（福島県いわき市）

- ・赤から業態への変更4店舗
忍家業態2店舗（茨城県龍ヶ崎市・栃木県小山市）
味斗業態2店舗（埼玉県上尾市・福島県いわき市）

また、当事業年度において次の8店舗の閉鎖を実施いたしました。

○店舗閉鎖8店舗

- ・忍家業態7店舗
（茨城県水戸市・鹿嶋市、福島県いわき市、東京都小金井市、千葉県柏市、
埼玉県さいたま市大宮区・越谷市）
- ・いきなりステーキ業態1店舗
（茨城県水戸市）

以上により、当事業年度末の店舗数は97店舗となり、前事業年度末に比べ5店舗減少いたしました。

業績につきましては、業態変更、広告宣伝の強化及び店舗運営力の向上等が功を奏し、既存店舗の売上高はほぼ前事業年度と同等の実績を確保いたしました。

また、当事業年度から再開しました新規出店も収益の確保に大きく寄与しております。

しかしながら、秋季の台風被害や、急速に感染拡大が進む新型コロナウイルス感染症により極めて大きな営業被害を被っており、閉鎖店舗にかかる減収を補うには至らず、全社売上高は減収との結果となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が強く懸念される状況のなか、翌期の一定期間にわたり、この影響が継続するものと仮定し、減損損失の判断及び測定、並びに繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいては、厳格な判定を要するものとして多額の損失及び税金費用を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、6,148,219千円と、前事業年度に比べ511,940千円(7.7%)の減収となりました。

また、利益面につきましては、売上高の減少により売上総利益は4,548,246千円と前事業年度に比べ364,652千円(7.4%)減少しました。なお、経費面につきましては、販売促進の強化に直接要する費用等は増加しておりますが、業績不振店舗の閉鎖による固定費の削減により販売費及び一般管理費は4,404,512千円(前事業年度に比べ204,054千円・4.4%減少)となりました。その結果、営業利益は143,733千円(前事業年度に比べ160,597千円・52.8%減少)、経常利益は151,207千円(前事業年度に比べ157,901千円・51.1%減少)となりました。

前述しました減損損失258,217千円、及び店舗閉鎖損失23,371千円等、合計313,761千円の特別損失の計上、及び繰延税金資産の全額の取崩しによる法人税等調整額の増加388,420千円等により、税引前当期純損失162,553千円(前事業年度は税引前当期純利益275,638千円)及び当期純損失565,485千円(前事業年度は当期純利益249,489千円)となりました。

セグメント別の業績及び当事業年度末店舗数は次のとおりであります。

セグメント	売上高	営業利益	店舗数(店)
北関東エリア	2,535,640千円	323,768千円	40 (△1)
首都圏エリア	2,578,237千円	237,724千円	40 (△3)
東北エリア	1,034,340千円	87,912千円	17 (△1)
その他	—	△505,671千円	—
合計	6,148,219千円	143,733千円	97 (△5)

※店舗数の()内は前事業年度末との増減であります。

①北関東エリア

当セグメントは、茨城県・栃木県・群馬県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、過半数が郊外に立地する店舗であり、それらの店舗は比較的長期保有の店舗となっております。

当社の保有する店舗は、一般的に酒類販売に依存の高い店舗となっており、酒類消費が減退傾向を強める社会情勢のなか、特に郊外型の店舗はその影響を強く受けているものと考えております。

以上のとおり、当セグメントに属する店舗につきましては、厳しい外部環境のなかにはありますが、業態変更及び広告宣伝の強化、一般的な店舗運営力の強化等により、既存店舗の売上高は前事業年度を上回り推移いたしました。

しかしながら、秋季に頻発しました大規模な台風被害及び、新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食自粛による影響は極めて大きく、閉鎖店舗にかかる減収を吸収するには至らず、前事業年度に比べ減収となりました。

店舗の状況につきましては、次の新規出店及び業態変更、閉鎖を実施いたしました。

○新規出店2店舗

赤から佐野店(栃木県佐野市)

水戸肉寿司(茨城県水戸市)

○業態変更3店舗

忍家土浦駅前店→ もんどころ土浦駅前店(茨城県土浦市)

忍家小山店→ 赤から小山店(栃木県小山市)

忍家竜ヶ崎ニュータウン店→ 赤から龍ヶ崎店(茨城県龍ヶ崎市)

○閉鎖3店舗

いきなりステーキ水戸千波店(茨城県水戸市)

忍家水戸駅南店(茨城県水戸市)

忍家鹿嶋店(茨城県鹿嶋市)

以上により、当事業年度末の店舗数は40店舗となり、前事業年度末に比べ1店

舗減少いたしました。

②首都圏エリア

当セグメントは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、駅前に立地する店舗が大半を占めており、当該地域は集散人口が比較的多く広告宣伝に対する感度が高い地域と考えております。その反面、多数の競合店が同様の広告宣伝による集客を図る地域でもありますので、広告宣伝に要する費用も比較的多額となっております。

以上を踏まえ、当セグメントにつきましては、広告宣伝を最も強化しており、既存店舗の売上高は前事業年度と同等の実績を確保いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食自粛による影響を最も大きく受けており、店舗閉鎖にかかる減収を吸収するに至らず、売上高は前事業年度に比べ減収となりました。

店舗の状況につきましては、次の新規出店及び業態変更、閉鎖を実施いたしました。

○新規出店 1 店舗

上ル商店荻窪店(東京都杉並区)

○業態変更 3 店舗

忍家浦和駅西口店→ うま囲浦和駅西口店(埼玉県さいたま市浦和区)

忍家巢鴨駅前店→ うま囲巢鴨駅前店(東京都豊島区)

味斗上尾駅東口店→ 赤から上尾駅東口店(埼玉県上尾市)

○閉鎖 4 店舗

忍家柏西口店(千葉県柏市)

忍家大宮西口店(埼玉県さいたま市大宮区)

忍家越谷駅西口店(埼玉県越谷市)

忍家東小金井駅前店(東京都小金井市)

以上により、当事業年度末の店舗数は40店舗となり、前事業年度末に比べ3店舗減少いたしました。

③東北エリア

当セグメントは、宮城県・福島県・山形県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、北関東エリアと同様に郊外に立地する店舗が多数を占めており、北関東エリアと同様の状況にあるものと考えております。

当セグメントにおいても、業態変更及び広告宣伝の強化、店舗運営力強化を推進しており、既存店舗の売上高はほぼ前事業年度を上回り推移いたしました。

しかしながら、秋季に頻発しました大規模な台風被害、及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食自粛の影響は極めて大きく、閉鎖店舗にかかる減収を吸収

するに至らず、売上高は前事業年度に比べ減収となりました。

店舗の状況につきましては、次の業態変更及び閉鎖を実施いたしました。

○業態変更2店舗

忍家いわき湯本店→ 湯本しゃぶ將軍田なべ(福島県いわき市)

味斗いわき泉店→ 赤からいわき泉店(福島県いわき市)

○閉鎖店舗1店舗

忍家いわき谷川瀬店(福島県いわき市)

以上により、当事業年度末の店舗数は17店舗となり、前事業年度末に比べ1店舗減少いたしました。

④その他

当セグメントは、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各報告セグメントに配分されていない全社費用を管理しております。

本部における管理費用は増加傾向にありますが、これは店舗の業績向上に資するものと考えております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資については、店舗網の拡大を目的として3店舗を新設し、既存店舗の再開発のため8店舗の業態変更を行いました。

なお、セグメント別の設備投資金額は次のとおりであります。

セグメント	設備投資金額
北関東エリア	71,484千円
首都圏エリア	51,892千円
東北エリア	30,981千円
合計	154,358千円

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

現在の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されたことを受け、経済活動に著しい制約を受けております。

当社におきましても、社会的な要請への対応に加え、お客様と従業員を感染リスクから守るため店舗休業及び時間短縮営業を実施してまいりました。

そのような状況のもと、当社は以下のような課題に取り組み、企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

①新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が、我が国の経済活動や当社の事業活動に与える影響は甚大であり、また、先行きの不透明感は拭えません。

当社におきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止への社会的な要請を踏まえ、4月6日より運営する全店舗を休業し、営業活動を自粛してまいりました。

政府、地方自治体の方針も踏まえ5月中旬より順次店舗の営業を再開し、6月以降は全店舗で営業活動を再開する予定ではありますが、緊急事態宣言解除後においても、新型コロナウイルス感染症の収束時期や収束後の営業活動は不透明であることから、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことが見込まれます。こうした事態に備え、既存の店舗内営業においては従業員及び顧客の手洗い、消毒、検温を徹底するとともに、新たな営業方法としてテイクアウト及びデリバリーを実施することを検討しております。

また、5月中旬には取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、想定外の事態が生じた場合であっても、十分な運転資金を確保できる対応を図っております。

そのため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、不確実性は認められないものと判断しております。

②顧客満足度及び従業員満足度の向上

広告宣伝及び販売促進の強化により、ご来店いただいたお客様にご満足いただき、再来店へとつなげる店舗運営を可能とするため、QSC(クオリティ・サービス・クリンリネス)レベルの更なる向上を推進してまいります。

顧客満足度の向上に資するため、従業員が最大の能力を発揮できる環境を整備し、従業員の資質向上のための教育指導体制を確立してまいります。また、営業実績に連動した報奨制度の充実により営業努力が正当に報われる就労環境を整備してまいります。

従業員満足度の向上が顧客満足度の向上に連動する好循環を実現し、安定的な成長基盤の構築を進めてまいります。

③資本業務提携による業務改善

当社と同一の親会社を持つ株式会社TBI JAPANとの間で締結しております資本業務提携契約による業務改善の推進、及びスケールメリットを生かした経

費削減を進めることにより、全社的な業況の改善を図ってまいります。

④忍家業態の確立

独自性の確立という観点からオリジナル業態の基幹店舗である「忍家」業態の知名度を向上し、多様なお客様からのご支持がいただけるナショナルブランド化を目指してまいります。

⑤商品力の強化

多様化する顧客ニーズへの対応を可能とする安心安全かつオリジナリティ溢れる商品体系の構築をそれぞれの業態の範囲において進めてまいります。また、業態毎に適時適切なキラーコンテンツを導入し、来店動機の向上及び販売増加を図ってまいります。

⑥業態構成の適正化

当社は、主力である「忍家」業態を中心に店舗展開を進めてまいりました。当該業態は、基本的に幅広い飲食需要に対応を可能とする考えに沿って開発されたものであり、高付加価値による比較的客単価の高い業態であります。

しかしながら、市場全体としましては、専門性の高い業態が好まれる傾向にありますので、市場動向に敏感に対応できる業態開発体制を整備してまいります。

また、酒類消費が減退傾向を強める社会情勢のなか、酒類販売に依存しない食事性の高い業態の開発を進めてまいります。

⑦人事制度・教育体制の充実

アルバイトを含めた全てのスタッフが「理念」を共有し、店長を中心に、共に学び育つ、「共育・共学の精神」で、有能な若手社員にチャンスを与え組織の活性化を目指します。また、スーパーバイザーによるきめ細やかな店舗での直接指導、マニュアルの見直しや採用の支援などを行っております。それらにより安定した店舗運営力を発揮できるよう、店舗と本部が連携した体制の整備を進め、社員のマネジメントスキルの向上と業容拡大を担う人材を育成してまいります。

⑧営業エリアの選定

当社は、同一地域への複数店舗展開(ドミナント戦略)を事業戦略として、北関東を中心とした地方の郊外型店舗のノウハウを構築し、低コストによる効率的な運営を主軸とした店舗展開を進めてまいりました。しかしながら、酒類消費が減退傾向を示す状況のなか、同業態間の競争に加え他業態による付加価値としての酒類販売強化等により、当該地域における競争は激化しております。

また、事業規模の拡大及び企業イメージの確立を目的として、市場規模の大きな首都圏エリア(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)への出店も進めてまいりました。

今後の中期的な出店地域の選定においては、相対的に集散人口が多く、かつ費用管理面における優位性を考慮し、地域の拡大は行わず同エリア内の出店を中心に進める方針であります。

また、広告宣伝による集客力の向上を図り、出店地域及び店舗立地の自由度を

高めてまいります。

⑨店舗網の拡充

これまででは、既存店舗の業況改善が緊急の課題でありましたが、業績不振店舗の閉鎖、業態変更及び販売促進の強化等により、一定の成果を見たものと考えております。今後は店舗網を拡充し、事業規模の拡大を図ることにより更なる成長を目指してまいります。

⑩管理体制の確立

当社はシンプルかつ明瞭な組織体制によるスピーディーな経営を目指しております。今後の業容の拡大に並行し、リスクに見合った管理体制を確立してまいります。

⑪自然災害への対処

我が国は、毎年のように被害を及ぼす台風や、巨大地震などの自然災害が多発する国であります。このような自然災害に伴う人的・物的な被害状況を正確に把握できる連絡体制を確立し、通常営業への早期な復帰を可能としてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第35期 (2017年3月期)	第36期 (2018年3月期)	第37期 (2019年3月期)	第38期(当期) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	7,292,771	6,815,203	6,660,159	6,148,219
経 常 利 益 (千円)	44,335	93,485	309,109	151,207
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△502,840	△408,424	249,489	△565,485
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△88.69	△72.03	44.00	△99.74
総 資 産 (千円)	4,717,239	4,071,871	3,653,804	2,887,291
純 資 産 (千円)	2,682,040	2,238,424	2,433,491	1,833,047
1株当たり 純 資 産 額 (円)	473.06	394.81	429.22	323.31

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

(親会社との関係)

当会社の親会社は株式会社TBIホールディングスであり、同社は当社の株式を2,976,800株(議決権の52.5%)保有しております。

なお、当社と同社は資本業務提携を締結しており、当該契約に基づき同社は当社の経営支援を行っております。

(7) 主要な事業内容

当社は、首都圏エリア及び北関東エリアを中心に、自社開発業態による外食事業を展開しております。また、業態開発費用の低減及び安定的な収益確保を目的として、フランチャイズを利用した店舗展開を開始いたしました。

業態の名称	特 徴	店舗数
隠れ菴 忍家	上質の癒しとくつろぎの個室空間にこだわった新和風ダイニングレストラン。	65
益益	多彩なお料理を個室空間でお食事できる新タイプのダイニング風レストラン。	4
味斗	新和風とレトロが融合した個室空間と多彩なメニューの和風ダイニングレストラン。	2
しゃぶしゃぶ三昧 巴	三つのだしで楽しむしゃぶしゃぶとお寿司が食べ放題の業態。	2
常陸之國 もんどころ	茨城の美味を味わい尽くす地産地消の業態。	5
うま囲	牛たんとうまいものに囲まれて食を楽しむ業態。	2
しゃぶ將軍 田なべ	5種だしのしゃぶしゃぶと寿司・デザート食べ放題の業態。	1
赤から	名物赤から鍋とセセリ焼きをご堪能いただく業態。	14
肉寿司	職人が新鮮な馬肉、様々なお肉を握り、お酒を楽しんでいただく業態。	1
上ル商店	早く安くヘルシーな天ぷら酒場。	1

(注) 店舗数は2020年3月31日現在の数であります。

(8) 主要な営業所

① 本社

茨城県水戸市城南三丁目10番17号

② 都道府県別の店舗数

	都 道 府 県	店 舗 数
北 関 東 エ リ ア	茨 城 県	29店
	栃 木 県	9店
	群 馬 県	2店
	小 計	40店
首 都 圏 エ リ ア	埼 玉 県	16店
	東 京 都	11店
	千 葉 県	9店
	神 奈 川 県	4店
	小 計	40店
東 北 エ リ ア	福 島 県	9店
	宮 城 県	7店
	山 形 県	1店
	小 計	17店
合 計		97店

(注) 店舗数は2020年3月31日現在の数であります。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 数 (名)
186 (483)	△2 (△121)

(注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1人当たり2,083時間/年換算)であります。

2. 臨時従業員は、パートタイマー・アルバイトの従業員を含み派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,669,561株(自己株式439株を除く)
- (3) 株主数 8,480名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社T B Iホールディングス	2,976千株	52.5%
堀井 克美	281千株	4.9%
ホリイフード従業員持株会	131千株	2.3%
飯田 益弘	111千株	1.9%
株式会社常陽銀行	80千株	1.4%
林 喜代志	80千株	1.4%
横須賀 修	60千株	1.0%
株式会社筑波銀行	60千株	1.0%
大貫 春樹	45千株	0.8%
根本 輝昌	40千株	0.7%
堀井 君代	40千株	0.7%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(439株)を控除して計算しております。
3. 持株比率の算定については、表示数値以下を切り捨てて記載しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	水谷謙作	インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社TBIホールディングス 取締役
代表取締役社長	飯田益弘	
取締役副社長	後藤浩之	株式会社TBIホールディングス 代表取締役
取締役	横須賀修	企画開発本部長兼店舗開発部長兼販売促進室長
取締役	大貫春樹	経営管理本部長兼システム開発室長
取締役	藤田明久	営業管理本部長兼第1事業部長
取締役	片倉康就	インテグラル株式会社 ディレクター 株式会社TBIホールディングス 取締役
取締役	吉原弘	CORE合同会社 代表
社外取締役	四ツ倉宏幸	税理士法人Y&パートナーズ 代表
常勤監査役	沼田和久	
社外監査役	戸村修一	戸村修一税理士事務所 代表
社外監査役	中村岳広	中村岳広公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 四ツ倉宏幸氏は、社外取締役であります。
2. 戸村修一及び中村岳広の両氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役の戸村修一氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役中村岳広氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役の四ツ倉宏幸氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役の中村岳広氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 代表取締役社長飯田益弘氏は、2020年3月31日をもって代表取締役社長を退任し、2020年4月1日より藤田明久氏が代表取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下同。）及び監査役全員との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名	63,960千円
（内社外取締役 1名）	（1,200千円）
監査役 3名	10,800千円
（内社外監査役 2名）	（3,600千円）
計	74,760千円

（注）当事業年度末現在の人員は、取締役 9名（うち社外取締役 1名）、監査役 3名（うち社外監査役 2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役 4名が在籍しているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

取締役 四ツ倉宏幸氏

○重要な兼職先と当社との関係

税理士法人Y&パートナーズ 代表

なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

○当事業年度における主な活動内容

当事業年度において開催された取締役会14回すべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からのご発言をいただきました。

監査役 戸村修一氏

○重要な兼職先と当社との関係

戸村修一税理士事務所 代表

なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

○当事業年度における主な活動内容

当事業年度において開催された取締役会14回すべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からのご発言をいただきました。また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、監査結果への意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行われております。

監査役 中村岳広氏

○重要な兼職先と当社との関係

中村岳広公認会計士事務所 代表

なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

○当事業年度における主な活動内容

当事業年度において開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からのご発言をいただきました。また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果への意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行われております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額

24,000千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①企業の社会的責任を自覚し、法令遵守に対するコンプライアンス・ガイドラインを定め、役員及び使用人の総てに遵守を周知徹底します。
- ②部長が参加するコンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なコンプライアンス体制の整備と諸問題の把握に努め、コンプライアンス上重要と判断された問題に対しては当委員会で審議のうえ取締役会に報告され、必要な規程の改廃を行います。
- ③当社の役員及び部長は、担当する部門の総ての使用人に対しコンプライアンス・ガイドラインの遵守を指導監督する義務を負います。
- ④当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行及び意思決定に係る文書並びに情報は、文書取扱規程その他社内規程の定めるところに従い適切に保存及び管理します。監査役が求めた時は、取締役はいつでもこれらの情報を閲覧に供します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①業務執行に係るリスクへの認識や評価を正しく行うために、リスク管理規程を定め全社的な管理体制を整備します。
- ②リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外で発生した損失の危険がある事象について検討を行い、重要性の高いものについては取締役会へ報告する体制とします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①全社的な経営の目標となる年度計画を策定し、代表取締役の審議機関として機能する経営会議を通じて報告される実績報告により適切な対策を講じます。
- ②取締役会規程及び職務責任基準により定められている事項については、取締役会に付議します。
- ③日常の職務遂行については、業務分掌規程及び職務責任基準に基づいた権限委譲が行われ、各部門の責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行します。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する組織を総務部とし、当該使用人の人選等については、監査役の意見を考慮し検討するものとします。

- (6) 当社の監査役を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人の人事異動等については、監査役の意見を尊重するものとします。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役が求めることに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報を報告及び情報提供を行うものとします。
 - ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見認識した場合には、速やかに監査役に報告を行うものとします。
- (8) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の内部通報制度において、内部通報窓口にて受け付けた通報内容については通報受付票によって、また調査後に講じた是正措置および再発防止措置については通報案件報告書によってそれぞれ速やかに監査役へ報告することとしています。
 - ② 内部通報制度運用規程において、当社は、通報者等が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならないと定めています。
- (9) その他当社の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会のほか、必要に応じて重要なあらゆる会議に出席し、必要な報告を求めることができます。また、代表取締役及び監査役、並びに会計監査人はそれぞれ定期的に情報交換、意見交換を行うものとします。
- (10) 当社の監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助する使用人は、その職務については取締役及び所属上長の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従うものとします。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に関する事項
監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理等所要費用の請求を監査役からうけたときは、当社は監査役職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社はコーポレート・ガバナンスを、透明性の高い健全な企業運営及び経営の効率性と高い競争力の維持を実現する企業組織体制を確立することによって、全てのステークホルダーから信頼を確保し、その利益の最大化を図ることであると位置付けております。この方針を充実・機能させるために、「内部統制システムの基本方針」を定め、運用を行っております。リスク管理及びコンプライアンス体制として、代表取締役社長を委員長として各部室長で構成するコンプライアンス委員会を毎月開催し、それぞれの所管業務に係るリスクを収集把握し、業務の改善に努めて参りました。また、財務報告の信頼性確保を目的として、財務報告に係る内部統制を整備、運用しており、全社統制をはじめ、各業務プロセスについて有効性を確認しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[1,742,839]	[流 動 負 債]	[626,578]
現 金 及 び 預 金	1,525,441	買 掛 金	118,935
売 掛 金	58,332	リ ー ス 債 務	5,492
原 材 料	42,168	未 払 金	229,502
前 払 費 用	99,623	未 払 費 用	34,690
そ の 他	17,275	未 払 法 人 税 等	25,638
[固 定 資 産]	[1,144,451]	未 払 消 費 税 等	51,055
(有 形 固 定 資 産)	(376,584)	預 り 金	27,038
建 物	330,113	前 受 取 益	76,397
構 築 物	5,005	賞 与 引 当 金	33,399
車 両 運 搬 具	1,429	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	1,463
工 具、器 具 及 び 備 品	40,035	株 主 優 待 引 当 金	22,417
(無 形 固 定 資 産)	(6,827)	そ の 他	548
商 標 権	32	[固 定 負 債]	[427,664]
リ ー ス 資 産 権	6,129	リ ー ス 債 務	4,040
電 話 加 入 権	664	繰 延 税 金 負 債	6,221
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(761,039)	資 産 除 去 債 務	404,832
投 資 有 価 証 券	74,861	そ の 他	12,569
関 係 会 社 株 式	6,000	負 債 合 計	1,054,243
出 資 金	5,030	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	102,183	[株 主 資 本]	[1,835,751]
長 期 前 払 費 用	38,234	(資 本 金)	(292,375)
敷 金 及 び 保 証 金	517,230	(資 本 剰 余 金)	(282,375)
長 期 預 金	17,500	資 本 準 備 金	282,375
		(利 益 剰 余 金)	(1,261,194)
		利 益 準 備 金	4,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,256,694
		別 途 積 立 金	1,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	256,694
		(自 己 株 式)	(△192)
		[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[△2,704]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,704
資 産 合 計	2,887,291	純 資 産 合 計	1,833,047
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,887,291

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,148,219
売上原価		1,599,972
売上総利益		4,548,246
販売費及び一般管理費		4,404,512
営業利益		143,733
営業外収益		7,667
受取利息及び配当金	3,986	
原子力立地給付金	1,220	
その他	2,460	
営業外費用		193
支払利息	146	
その他	46	
経常利益		151,207
特別損失		313,761
固定資産売却損	16,725	
固定資産除却損	1,185	
減損損失	258,217	
投資有価証券評価損	13,245	
店舗閉鎖損失	23,371	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	1,016	
税引前当期純損失		162,553
法人税、住民税及び事業税	14,510	
法人税等調整額	388,420	
当期純損失		565,485

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2019年4月1日残高	292,375	282,375	282,375	4,500	1,000,000	861,866
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△39,686
当期純損失						△565,485
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計						△605,172
2020年3月31日残高	292,375	282,375	282,375	4,500	1,000,000	256,694

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合 計					
2019年4月1日残高	1,866,366	△192	2,440,924	△7,432	△7,432	2,433,491
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△39,686		△39,686			△39,686
当期純損失	△565,485		△565,485			△565,485
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				4,728	4,728	4,728
事業年度中の変動額合計	△605,172		△605,172	4,728	4,728	△600,444
2020年3月31日残高	1,261,194	△192	1,835,751	△2,704	△2,704	1,833,047

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 ……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原 材 料……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産
を除く）

なお、主な耐用年数は、

建物 10～20年

構築物 10～20年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～6年であります。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産
を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金…………… 閉鎖を決定した店舗について、将来の店舗閉鎖に伴い発生すると見込まれる損失額を計上しております。

株主優待引当金…………… 将来の株主優待券の利用による費用等の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 消費税等の処理方法…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への社会的な要請を踏まえ、4月6日より運営する全店舗を休業し、営業活動を自粛してまいりました。

政府、地方自治体の方針も踏まえ5月中旬より順次店舗の営業を再開し、6月以降は全店舗で営業活動を再開する予定ですが、緊急事態宣言解除後においても、新型コロナウイルス感染症の収束時期や収束後の営業活動は不透明であることから、売上高が前年水準まで回復するには少なくとも2021年3月末頃までかかると見込んでおります。

当社は、固定資産の減損会計及び税効果会計につきまして、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び収束後の営業活動の再開と売上高の回復について、上記の仮定に基づいて将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っております。

この結果、当事業年度において有形固定資産等に係る減損損失258,217千円、繰延税金資産の全額取崩しによる法人税等調整額388,420千円を計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

①資産から直接控除した減価償却累計額

	(千円)
建物	3,097,464
構築物	35,717
車両運搬具	5,750
工具、器具及び備品	104,040
リース資産	210,176
有形固定資産 計	3,453,148

②関係会社に対する金銭債務

	(千円)
短期金銭債務	99,234

③当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は次のとおりであります。

	(千円)
当座借越極度額	600,000
借入実行残高	—
差引額	600,000

4. 損益計算書に関する注記

①関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	(千円)
営業取引による取引高	
売上高	86
仕入高	1,456,689
販売費及び一般管理費	60,595

②減損損失

当社は、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：千円)

エリア	用途	種類	減損損失
北関東	店舗	建物	49,414
		構築物	1,235
		工具、器具及び備品	14,591
		長期前払費用	9,462
		その他	73
	小計	74,777	
首都圏	店舗	建物	118,952
		工具、器具及び備品	10,729
		長期前払費用	4,768
		小計	134,450
東北	店舗	建物	36,670
		構築物	620
		工具、器具及び備品	8,909
		長期前払費用	2,789
		小計	48,989
合計			258,217

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行い減損会計を適用しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額(251,808千円)、及び当事業年度において新たに閉鎖が確定した店舗(忍家水戸駅南店他3店舗)について帳簿価額を回収可能額まで減額した当該減少額(6,409千円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを6.10%で割引いて算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	5,670,000	—	—	5,670,000
合 計	5,670,000	—	—	5,670,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	439	—	—	439
合 計	439	—	—	439

(3) 当事業年度中に実施した剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	39,686千円	7円00銭	2019年 3月31日	2019年 6月27日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,843千円	3円50銭	2020年 3月31日	2020年 6月30日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減損損失	185,332
資産除去債務	123,312
賞与引当金	10,173
繰延資産償却額	8,331
株主優待引当金	6,384
未払事業税	5,567
有価証券評価損	4,843
商標権償却額	2,298
一括償却資産	2,079
未払法定福利費	1,546
未払販売促進費	1,430
その他有価証券評価差額金	828
店舗閉鎖損失引当金	445
繰越欠損金	202,653
その他	1,453
繰延税金資産 小計	556,681
評価性引当額	△556,681
繰延税金資産 合計	—
繰延税金負債	
資産除去債務に関連する有形固定資産	5,526
その他有価証券評価差額金	695
繰延税金負債 合計	6,221
繰延税金負債の純額	6,221

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
住民税均等割等	△8.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△4.2%
評価性引当額	△265.2%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△247.0%

7. 金融商品に関する注記

(金融商品の状況に関する事項)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に飲食店運営事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達するものとしております。また、短期的な運転資金の効率的な調達のため、取引銀行と当座借越契約を締結しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、リスクヘッジのみに利用する旨の規程を設けております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先への信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び投資信託であり市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、定期積金であり預入期間は5年を超えないものとしております。

建設協力金である長期貸付金、敷金及び保証金は建物を賃借する際に差し入れており、いずれも物件所有者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長のもので2年6ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、顧客の現金以外での決済を当社が提携しているクレジットカード会社に原則として限定することによって、回収不能となるリスクの排除に努めております。

長期貸付金並びに敷金及び保証金は経理部主管で定期的にモニタリングし、取引先毎に財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

また、貸借先の集中を極力排除し、個々の債権にかかる信用リスクを僅少に留めることに努めております。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、購入の際には安全性の高い銘柄及び商品に限定しております。また、定期的に時価を把握し、価格変動に伴う損失の発生を僅少なものに留めることに努めております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が資金計画を作成・更新しております。月次決済資金に相当する以上の流動性を常に確保する方針としており、一時的な不足が懸念される場合には短期的な銀行借入により賄っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(金融商品の時価等に関する事項)

2020年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,525,441	1,525,441	—
(2)売掛金	58,332	58,332	—
(3)投資有価証券	74,861	74,861	—
(4)敷金及び保証金	517,230	512,559	△4,670
(5)長期貸付金	102,183	109,722	7,538
(6)長期預金	17,500	17,500	—
資 産 計	2,295,548	2,309,446	2,868
(1)買掛金	118,935	118,935	—
(2)リース債務(*)	9,533	9,528	△5
(3)未払金	229,502	229,502	—
(4)預り金	27,038	27,038	—
(5)未払法人税等	25,638	25,638	—
(6)未払消費税等	51,055	51,055	—
負 債 計	461,702	461,697	△5

(*) 1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金

預金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記は以下のとおりであります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,965	9,590	5,624
	(2) その他	15,450	16,631	1,181
	小計	19,415	26,221	6,805
貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの	(1) 株式	30,158	26,817	△3,341
	(2) その他	27,297	21,823	△5,473
	小計	57,455	48,640	△8,815
合	計	76,870	74,861	△2,009

(4) 敷金及び保証金、(5) 長期貸付金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを償還期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。なお、貸倒懸念債権については回収見込額により、時価を算定しております。

(6) 長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(負債)

(1) 買掛金

買掛金は、短期間で決済するため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行、借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 未払金、(4) 預り金、(5) 未払法人税等、及び(6) 未払消費税等

これらは、短期間で決済するため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	6,000
出資金	5,030

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	6,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	20,466千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,140千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	㈱ホリイ物流	(所有) 直接20.0	食材等の仕入	食材及び飲料の仕入	1,456,689	買掛金	94,451

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入につきましては、同社以外からも複数の見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

2 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、期末残高は消費税等を含んだ金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	323円31銭
1株当たり当期純損失	99円74銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントラインの契約締結について)

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上高の減少による資金繰り悪化リスクに対して機動的な対応を可能とするため、次の内容によるコミットメントライン契約の締結を決議し、2020年5月15日付で契約を締結いたしました。

(契約内容)

(1)借入先	水戸信用金庫
(2)コミットメントラインの総額	2,000,000千円
(3)契約締結日	2020年5月15日
(4)借入の用途	運転資金
(5)コミットメント期間	2020年5月15日から2021年5月14日まで
(6)借入条件	固定金利
(7)担保	無担保・無保証

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

ホリイフードサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 剛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 宏明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホリイフードサービス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

ホリイフードサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 沼田和久 ㊟

社外監査役 戸村修一 ㊟

社外監査役 中村岳広 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第38期における期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、19,843,463円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行の定款	変 更 案
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u>	(削 除)

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
①	<p style="text-align: center;">みずたに けんさく 水谷 謙作 (1974年3月8日)</p>	<p>1998年4月 三菱商事株式会社 入社</p> <p>2005年2月 モルガン・スタンレー証券会社 入社</p> <p>2006年1月 GCA株式会社 入社</p> <p>2007年12月 インテグラル株式会社 取締役パートナー就任(現任)</p> <p>2009年1月 株式会社ビー・ビー・エス 取締役就任</p> <p>2012年1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役就任(現任)</p> <p>2013年9月 株式会社TBIホールディングス 取締役就任(現任)</p> <p>2014年12月 キュービーネットホールディングス株式会社 取締役就任</p> <p>2016年3月 株式会社コンヴァノ 取締役就任</p> <p>2016年6月 信和株式会社 取締役就任(現任)</p> <p>2017年6月 当社代表取締役会長就任(現任)</p> <p>2017年10月 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング(現 株式会社ダイレクトマーケティングミックス) 取締役就任(現任)</p> <p>2018年9月 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 取締役就任(現任)</p> <p>2019年10月 日東エフシー株式会社 取締役就任(現任)</p> <p>2020年3月 株式会社T-Garden 取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>インテグラル株式会社 取締役パートナー</p> <p>インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役</p> <p>株式会社TBIホールディングス 取締役</p>	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
②	ふじた あきひさ 藤田 明久 (1967年6月24日)	1987年4月 日本料理篋入店 1989年10月 朋栄森林開発株式会社入社 1996年10月 当社入社 2005年10月 営業部長就任 2013年4月 執行役員営業統括部長兼南関東事 業部長就任 2015年6月 当社取締役就任 2016年4月 営業管理本部長就任(現任) 2016年10月 第1事業部長就任 2020年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	28,600株
③	ごとう ひろゆき 後藤 浩之 (1980年11月10日)	2004年4月 株式会社キング 入社 2005年8月 有 限 会 社 THE BHOJAN INTERNATIONAL(現株式会社TBIホ ールディングス) 入社 2009年10月 株 式 会 社 TBIFOODS(現株式会 社TBIJAPAN) 代表取締役就任 2015年4月 株式会社TBI(現株式会社TBIホ ールディングス) 執行役員副社長 就任 2015年6月 株式会社TBIJAPAN 取締役就任 2017年6月 当社取締役就任 2018年6月 当社取締役副社長就任(現任) 2019年3月 株式会社TBIホールディングス 代表取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社TBIJAPAN 代表取締 役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TBIホールディングス 代表取締役 株式会社TBIJAPAN 代表取締役	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
④	<p style="text-align: center;">おおぬき はるき 大貫 春樹 (1967年3月15日)</p>	<p>1985年4月 常陽産業株式会社入社</p> <p>1992年4月 当社入社</p> <p>2000年10月 営業本部長就任</p> <p>2001年4月 当社取締役就任(現任)</p> <p>2005年10月 総務部長就任</p> <p>2008年4月 人事部長就任</p> <p>2010年4月 人事企画部長就任</p> <p>2015年7月 総務部長就任</p> <p>2017年6月 経営管理本部長就任(現任) システム開発室長就任</p>	45,700株
⑤	<p style="text-align: center;">ねもと ひさのり 根本 央紀 (1976年11月13日)</p>	<p>1995年4月 八光商事株式会社(現株式会社八光笹屋ホテル)入社</p> <p>1997年4月 株式会社水明荘 入社</p> <p>1997年8月 株式会社司旅館ホテル沼津キャッスル 入社</p> <p>2000年4月 株式会社プロスパー 入社</p> <p>2001年5月 株式会社ホリイプロジェクト(現当社統合)入社</p> <p>2010年4月 商品開発部長就任(現任)</p> <p>2020年4月 企画開発本部長就任(現任)</p>	—

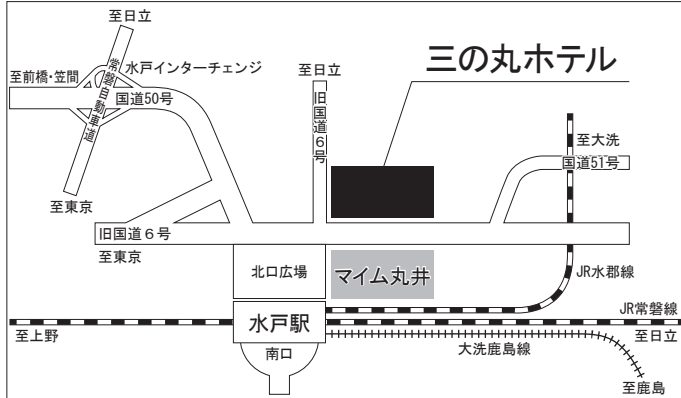
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
⑥	たなか しんじ 田中 伸治 (1968年2月2日)	1988年4月 トキコテクノ 入社 1997年3月 株式会社マインマート 入社 2005年9月 ファースト・パートナーズ・グループ株式会社 入社 2008年2月 ロングリーチコンサルティング株式会社設立 代表取締役就任 株式会社TBI(現株式会社TBIホールディングス) 入社 執行役員就任 2013年7月 株式会社TBI(現株式会社TBIホールディングス) 取締役管理本部長就任 2013年9月 株式会社TBI(現株式会社TBIホールディングス) 執行役員管理本部長就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TBIホールディングス 執行役員管理本部長	—
⑦	よつくら ひろゆき 四ツ倉 宏幸 (1962年4月3日)	1981年4月 関東信越国税局採用 2013年8月 関東信越税理士会登録 2013年8月 エステイコンサルティング株式会社取締役就任 2013年9月 エステイ税理士法人(現税理士法人Y&パートナーズ) 代表社員就任(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人Y&パートナーズ 代表	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者四ツ倉宏幸氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は四ツ倉宏幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。
3. 四ツ倉宏幸氏については、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 四ツ倉宏幸氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年になります。
5. 当社は、四ツ倉宏幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
また、田中伸治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

【株主総会会場ご案内図】

茨城県水戸市三の丸2-1-1
三の丸ホテル 2階 リルト
電話番号:029-221-3011



JR水戸駅北口より徒歩2分